



「大雨や台風、それから命を守る新しい気象傾向、危険度分布」といった情報提供が気象庁のホームページに掲載されています。

まずは、これらの情報の入手を

はかるためにも、「気象庁」を検索し、パソコンのデスクトップに

入手と利用について
横浜地方気象台

研修会報告 (1017・9・二十八障害者事業所基本研修会) 局地的豪雨等災害から命を守る

K S K

きずな

第162号

編集者 神奈川県障害者連海原泰江
責任者 印刷所 Yuki Print
発行日 平成30年4月15日

で分かるように提供していくといふことです。

これまでの気象警報は、命に危険が及ぶような警報級の現象の時間帯を、文章で表現してきましたが、理解しづらいことで、危険度分布を用いることで、これまで救うことができなかつた命が救えるようになるかもしれません。

これらの気象警報と危険度分

ホームページを設定しておくこと
が、効率的だ。すぐに繋がるよう
に準備しておくこと。

また事前から「アクセスの多い
コンテンツ」などのアイテムを活
用し、内容を確認し、情報入手に
慣れておくことも大切である。

また、最近頻繁に起る大雨災
害。いざというときに自ら命を守
るために重要になってくるのが、
この大雨災害の危険度の高まるタ
イミングやエリアに関する情報で
す。この気象情報の公開が見やす
く改善されています。

そのポイントは二つあります。
一つ目は、命に危険が及ぶような
大雨などについては、その可能性
が高くなとも積極的に情報提供
していくということです。
二つ目は危険度や切迫度を一目

なったとき、ぜひ活用してください。
自らの命、そして大切な事業
所利用者の命を守るためにこれら
の情報を役立ててください。

大雨になりますと一番頻繁に起
こるのが道路の冠水です。送迎時
などに特に注意が必要です。

最近気象庁で運用を始めた特別
警報や警報、注意報の情報入手を
速やかに行い、安全確保に努めた
ことがあります。

日頃から心がけておくことに避
難経路の確認です。とにかく自分

の命や事業所の安全確保の行動を
とつていただきたい。その時にも、
避難するにはちょっと遅いと思わ
れたり、川の近くですと、すでに
道路は水浸しになっているかもし
れません、あるいは崖地でしたら

沢から土砂が流れ出しているかも
しれません。そうなった時に無理
に避難所に行こうとしないことで
す。避難の途中で亡くなることが
結構多いです。

ですからその点十分に気をつけ
て、特に避難に時間を要するよう
な方々、そういう事業所では早め
早い避難を心がけていきたいも
のです。

災害から命を守る

神奈川県土整備局河川下水道部

一、土砂災害と、二、水害につ
いての説明です。

まず、土砂災害の種類には次の
三つがあります。

「土石流」。豪雨により山から崩
れた土石が水と一緒にとなって猛ス
ピードで沢や谷を流れ下る現象。
「地すべり」。広い範囲の斜面が
地下水などの影響を受け、ゆっくり
とした速度で、または突然動き
出す現象。

「崖崩れ」。降雨や地震などの影
響により比較的急な斜面が一気に
崩れ落ちる現象。この三つになり
ます。

では、こうした土砂災害から身
を守るにはどうしたらよいかで

す。こちらも普段から、いざとい
うときの備えを進めていくことが
大事となってきます。

危険な箇所の確認がまず第一で
す。これには、神奈川県のホーム
ページ「神奈川県土砂災害情報
ポータル」。これで確認できます。

色づけされた危険箇所で確認され
ます。また、市町村が公表してい
るハザードマップもあります。

これらもまた情報入手のため
に、デスクトップ画面上にホームページ
ページを立ち上げておくことが、
役立つでしょう。

豪雨になる前や危険を感じたと
きの早めの避難についてです。

大雨警報、土砂災害、これが発
令されますと、土砂災害の危険度
が高まり、土砂災害情報が発令さ
れます。それで自主避難等が必要
となってしまいます。

避難する場合、土砂災害ハザー
ドマップや、防災マップなどを活
用して、避難場所の確認、避難ルー
トの確認をしていきます。各事業
所では、障害当事者の方々がおり
難また、暗くなる前の避難とかを
心がけたいと思います。

日頃の備えとしましては、危険

な箇所の確認。避難場所や避難方
法の確認、情報の確認です。雨量
情報の把握、市町村からの防災情
報や土砂災害掲載情報の確認、早
めの避難、これらを常に意識して
おきたいものです。

（避難確保計画の作成、
避難訓練実施の義務化）

水防法等の改正により市町村
で、地域防災計画に名称及び所在
地が定められた浸水想定区域や土
砂災害区域内にある要配慮者利用
施設の管理者は「避難確保計画の
作成」「避難訓練の実施」が義務
化されたということです。福祉施
設や地域活動支援センターも含ま
れます。

「防災体制、避難誘導、施設の
設備、防災教育及び訓練の実施、
自衛水防組織の義務、円滑かつ迅
速な避難確保をはかるための措
置」これらを計画に定めていく必
要があります。避難確保計画が実
効性のあるものとするために、施
設管理者が主体的に作成していく
必要があります。

この避難確保計画を、職員の他、
利用者またはその家族の方が、日
頃から確認できるように、概要な
どを共用スペースの掲示板等に掲

載していくことも重要な要素となります。そしてどのように計画を作成したらよいか。これは、国交省のホームページに手引きが掲載しております。（<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>）

（避難訓練の実施）

避難確保計画に基づいて避難訓
練を実施、多くの人が避難訓練に
参加することで、より実効性が高
まるものとなります。浸水想定区
域や土砂災害警戒区域などの区
域、地域の、災害リスクの実状に
応じた避難訓練を実施することが
重要となっています。

この避難確保計画は作成、変更
したときは、遅延なく市町村長へ
報告する必要があります。避難確
保計画を作成しない場合、施設管
理者に対して市町村長が指示して
くる場合があつたり、理由なく指
示に従わないときは、市町村長は
その旨、公表する場合があります
ので、注意してください。

災害発生時の安全確保行動

神奈川県安全防災局災害対策課

「イクアウト」です。アメリカの防
災関係者が発案したものです。

訓練の内容は、「DROP（ド
ロップ）」まず低く、「COVER
(カバー)」頭を守り、「HOLD
ON (ホールドオン)」動かない。
」の三つの行動を、一分間にする

というシンプルなものです。

訓練の大切さは、過去の災害で
も実証されています。意識して日
頃から安全を守る備えを整えてお
きたいものです。



手近にあるカバン等で頭を守ることが
大事

平成二十四年の障害者自立支援法の一部改正により障害福祉サービスの支給決定に際し、サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画を作成し行政に提出するようになりました。平成二十九年六月現在で、神奈川県内の障害サービス利用者の計画作成率は九十七%です。また、本来、「相談支援専門員」が作成するこのサービス等利用計画を、自身で作成するセルフプランという方法で作成し、相談支援事業所が関わっていない方もいらっしゃいます。しかし、本来の目的である、「相

相談支援専門員の役割と重要性 ～そして地域を支える～

神奈川県自立支援協議会

研修企画部会長 高橋 英行

「相談支援専門員」が作成するこのサービス等利用計画は、利用者にとって、自分の想いや気持ち将来の夢などを話す相手（相談支援専門員）が増え、自分を応援してくれる仲間が増える。

福祉事業所にとって、何か支援上で困った時、岐路に立った時に、一緒に考えてくれる同志（相談支援事業所）、心強い仲間が増える。

相談支援事業所にとって、その伝わり地域づくりに役立つ。といった効果を発揮すると思われます。

サービス等利用計画作成については、色々な意見はありますが、福祉に係る人たちにとつては、とも有効的なツールなのではないかと考えます。そしてこの計画の作成に大きく関わっているのが「相談支援専門員」です。

相談支援事業が市町村の必須事業となり、障害者の地域における自立した生活支援のコーディネーター機能を担う役割として「相談支援専門員」が配置されました。法的に見て「相談支援専門員」はソーシャルワークの担い手である

と確認され、それを受け、神奈川県でも毎年、多くの「相談支援専門員」を養成して来ましたが、実態としては研修修了者の多くは門員）が増え、自分を応援してくれる仲間が増える。

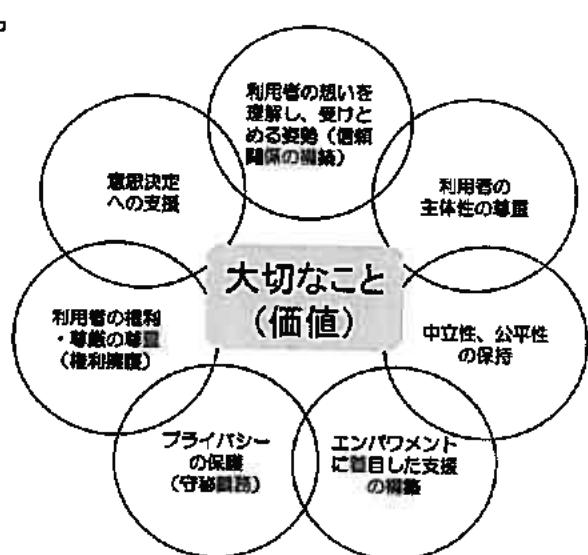
相談支援事業所にとって、何か支援上で困った時、岐路に立った時に、一緒に考えてくれる同志（相談支援事業所）、心強い仲間が増える。

相談支援事業所にとって、その伝わり地域づくりに役立つ。といった効果を発揮すると思われます。

サービス等利用計画の作成が義務付けられた、平成二十四年頃より各地に基幹相談支援センターが設置され始めました。基幹相談支援センターは、専門的な職員を配置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを行っています。そこには、相談支援事業所を運営するには、数々の課題があります。

サービス等利用計画の作成が義務付けられた、平成二十四年頃より各地に基幹相談支援センターが設置され始めました。基幹相談支援センターは、専門的な職員を配置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを行っています。そこには、相談支援事業所を運営するには、数々の課題があります。

親の想いとして「子供よりも先には、死ねない」という言葉を良く聞きます。いわゆる「親亡きあと」の支援についてでは、障害のある方がいつまでも地域で安心した暮らしが出来るよう、地域に根差した相談支援事業が必要になります。地域の相談支援体制を充実させることは、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行い、「相談支援専門員」の人材育成の強化が可能にな



より先には、死ねない」という言葉を良く聞きます。いわゆる「親亡きあと」の支援についてでは、障害のある方がいつまでも地域で安心した暮らしが出来るよう、地域に根差した相談支援事業が必要になります。地域の相談支援体制を充実させることは、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行い、「相談支援専門員」の人材育成の強化が可能にな

れば、地域の福祉力のアップにつながり、「家族が」「事業所が」利用者を支援するという仕組みから、「相談支援専門員」が核となり、地域全体で利用者を支えるという仕組みに変わり、地域で安心した生活が継続できるのではないかと思います。その第一歩が「相談支援専門員」が作成するサービス等利用計画になるのでは、ないでしょうか。

平成二十八年度に県内の約千人の相談支援従事者を対象に調査を行いました。その調査結果報告書

が神奈川県自立支援協議会のホームページに掲載されています。各市町村や地域の自立支援協議会で調査結果を活用していただき、「相談支援専門員」の役割とその重要性を協議していただき、地域を支成にお役立て頂ければと思います。

自分の地域に基幹相談支援センターがあるのか、自分の地域のどこに、相談支援事業所があるのかを知つていただき、これからも引き続き地域で生活するツールとして「相談支援専門員」を、大いにご利用いただきたいと思います。

障がい者相談支援 に思う

社会福祉法人唐池学園
貴志園地城支援部長
相談センターゆいまーる所長
田中 晃

はじめに

相談支援が、第二種社会福祉事業として法制化されたのが

二〇〇〇年、二〇〇五年、障害者自立支援法での制度化から十年を経過し、二〇一二年からは福祉

サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画の作成が義務付けられました。個々の日々の福祉サービスの利用に係るミクロ的な個別性のある相談支援と、市町村が行う障害者地域生活支援事業としてのメゾン的役割をもつ相談支援、そして地域課題から地域づくりや、県行政や国の政策に対する提言などの機能をもつ障害者協議会の運営など、重層的な障がい児者に対する相談体制ができあが

りつつあります。私の従事する「相談センターゆいまーる」はすべての業務をなっていますが、そうした相談支援の充実の中で、はたして障がい児者が生き易い世の中となつているかどうか、私見ですが、現在、世の中で、違いを認めないことや排除と分断といった社会的障壁が大きくなっているからこそ、生きづらさ抱えた人たちに 対する相談や支援が必要となつて いるのではないか、と日々感じて います。

障害者相談に従事して 現在思うところ

が、自分なりの人生を前にすすめ たから良いということではない

が、自分なりの人生を前にすすめ ているということである。

そのなかに私も身をおいて、障

がいのある人の思いを聞き、ある

ときは生活支援をし、一緒に買

物に出かけるボランティアを確保

するためには地域の社会福祉協議会

に行ったり、不動産屋巡りなども

して、当時はある人の言葉では「命

がけ」の自立生活やその実現に寄

り添つていたと思う。福祉の関係

機関の人たちも、行政のケース

ワーカーも含めて、障がいのある

人の思いに共感して、所属機関の

機能をはみ出して、力をだしあつ

ていた氣がする。現在、私の相談

自分自身のことでお許し願いたいが、大学卒業後、神奈川県総合身体障害者更生施設（現在の機能訓練と施設入所支援）の職員として障がい者福祉と出会った。肢体不自由の担当であり、疾病や事故で障がい者福祉と出会った。肢体

の後遺障害から再出発をめざす人たち、幼い頃から重い障がいがあつても自己実現をめざし様々な限界を知つたうえで、自分らしい生活の獲得をめざしている人々

。そして障害のない職員と、この三者の相互関係の中で、微妙な

刺激のしあいがあり、ある意味対

等で、みんなの力になつていたようを感じる。あれから四十年近く経つが、いまでも長く付き合つて いる。在宅サービスなどまつたくなかつたが、多くのボランティアが地域での自立生活を支援し、またボランティアどうしで工夫しない、批判しあい、議論も活発だった。ある骨形成不全の女性の支援者では「深い人」なる同人誌的なものまで発行していた。そういえば当時の障がいのある人々は、その後皆結婚している。結婚したから良いということではないが、自分なりの人生を前にすすめ ているということである。

そのなかに私も身をおいて、障がいのある人の思いを聞き、あるときは生活支援をし、一緒に買 い物に出かけるボランティアを確保するためには地域の社会福祉協議会に行ったり、不動産屋巡りなどもして、当時はある人の言葉では「命

がけ」の自立生活やその実現に寄り添つていたと思う。福祉の関係機関の人たちも、行政のケースワーカーも含めて、障がいのある人の思いに共感して、所属機関の

機能をはみ出して、力をだしあつ ていた氣がする。現在、私の相談

支援業務や障がいのある人との関わりにおいて、当時の関わり方が基本的な姿勢となつていています。

一般の人々もなにか今と違つて車椅子で階段で声をかけるとみんなが車椅子を抱え上げてくれました。車椅子で担がれる障がいの方は不安定で、それこそ「命がけ」だったと思うし、エレベーター設置運動までしたこともあつた。障がいの方の力になることが、「良いこと」であった。こんなエビソードもある。ある若い頸髄損傷の男性が電車のホームにいたところ、おばあさんが近寄ってきて「がんばって」とお札をおいていったと

いうのである。ある意味「特別視」たが「偏見」ではない、「憐れみ」というのとは違つて「応援」に近い意識ではなかろうか。

「相談センターゆいまーる」

市町村地域生活支援事業に位置付けられる相談支援事業で、平成十八年度に綾瀬市から受託している。この相談事業は、障害者自立支援法により制度化される以前の障害の民間施設が法人の枠を超えて自主的に開始したもので、

市役所の会議室を相談室として週一回、市内三施設から相談スタッフを派遣して行なつた。きっかけは平成十三年に貴志園がケアマネジメント体制整備推進施行事業を受託しケアマネジメント手法と地域ネットワークのあり方を学んだことにある。そして平成十六年からは綾瀬市の単独事業となり在宅知的障害児者相談室として開始され、その後平成十八年度に制度化されるのである。現在この事業は「綾瀬市障がい児者相談支援センター」の専門相談として、幅広い市民の相談を受けている。当所民

間の三法人がそれぞれの特徴や専門性からえた知識をもつて相談支援にあたる方法は引き継がれていて、高齢知的障害ではさがみ野ホーム、若い知的障害では貴志園、精神障害では大和病院相談室、身体障がいではアガベセンター相談室、重度の心身障がいでは太陽の窓、障がい児ではもみの木園、就労に特化した相談は貴志園の就労移行支援部門が、それぞれ精神保健福祉士、社会福祉士、保母職などのバックボーンをもつ相談支援専門員を派遣して相談チームを形成している。中途障がいや生活や

職業性の困難さは抱えているが障がい福祉の手帳取得までいたつてない方。さらに複合的な課題を家庭としてかかえている方、障がい手帳はあるが長い間福祉サービスを利用してこなかつたなど、幅広い相談を受けている。月一回は合同でのグループスーパー・ビジョンが開催され、基幹型相談支援センターも参加して、新規ケースのインテークの初回と、専門相談員への振り分け、相談の継続、引き継ぎの確認や共有をおこなつている。また県域の専門機関との連携を目的に、専門機関の講師を招いた学習会も開催している。

基幹型相談支援

セントーを受託して昨年十月一日からは、綾瀬市基幹相談センター事業を受託しました。綾瀬市は深谷中に「保健福祉プラザ」を新設オープン。「障がい児者相談支援センター」を設置しました。そこを拠点に基幹型相談支援センターと専門相談の事業を展開しています。この保健福祉プラザは綾瀬市の地域保健から母子保健、子育て支援、高齢介護、障がい児者福祉、地域福祉（社会福祉協議会）などの機能が一体と

なり福祉・介護・保健・医療・地域福祉の連携拠点であり、市民にとってはワンステップの相談窓口として期待されます。国が薦めている「様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築」の一環としての「包括的な相談支援システム」を具体的にすすめています。こうとするものです。

基幹型相談支援センターの役割は、ひとつは綾瀬市協議会の事務局として、協議会や事務局会議、課題別部会、市民への広報活動としての「あやともまつり」の実施です。また市内の相談支援事業所の連絡会、精神分野連絡会、福祉サービス事業所連絡会の事務局機能、さらには事業所職員、市民、当事者のそれぞれに向けた研修会も計画的に実施しています。

地域に根ざした相談支援で大切なことは、市民の相談ニーズをキヤッチしていく仕組みです。これは保健福祉プラザのインテーク機能ができたことである程度、相談の數値は低くなりましたが、二回を受け止める総合相談としての相談力の向上ですが、基幹型相談支援センターが機能することとで、専門機関との交流や事例検

討、相談支援員どうしのグループ・スーパービジョンなどで高められます。地域課題の焦点化と社会資源の開発については、これも協議会の機能や事業者連絡会等を積み上げ、市の障がい者計画の実現を行政、民間事業者、当事者の共通の目標として協働していくことで可能と考えています。

地域生活支援として

の障がい者相談支援へ

障がい児者の福祉の相談は、長い措置の時代には役所の窓口で行われてきました。障がい児者に対する支援自体が、行政による処分であった時代です。福祉施設で行われてきた相談も入所審査や退所手続きに関わる施設支援の一部としておこなわれてきた程度です。二〇〇〇年、第二種社会福祉事業に「身体障害・知的障害・障害児の相談支援事業」が法制化され、はじめて委託事業であっても民間の相談員が相談支援に少しずつ関わるようになりました。また二〇〇一年に「国際障害分類・ICIDH」から「国際生活機能分類・ICF」に改訂がなされ、生活モデルへの転換がなされ、本人の「プラス」に着目し、また環境

障がい福祉に関わる多くの職員は、施設の中での暮らしを中心にして地域の中には障がいのある方が大勢いて、また施設の中にも、地域支援力を高めました。実は、地域の親たちや、子供達の教育に関する先生たちが、卒業後の進路として、自宅以外の地域の居場所として作業所づくりを活発にすすめました。そこで生まれた生き生きとした姿をみると、地域づくり、地域の資源づくりがどんなに大切かと思います。

社会福祉法人の役割

法人創設の思いをうけづく

二〇〇〇年以降、神奈川県内でも、身体障害を対象とした「市町村障害者生活支援事業」と知的障害と障害児を対象とする「障害児（者）地域療育等支援事業」、精神障害を対象とした「精神障害者地

域生活支援事業」の三つの事業がしていくこと、さらには二〇〇二年予算化され、社会福祉法人等に委託され、相談支援事業を担当する厚生労働省の「障害者ケアガイドライン」によりケアマネジメントの手法を取り入れたことによって相談支援に関わる者の役割が示されました。

障がい福祉に関わる多くの職員は、施設の中での暮らしを中心にして地域の中には障がいのある方が大勢いて、また施設の中にも、地域支援力を高めました。実際に地域の親たちや、子供達の教育に関する先生たちが、卒業後の進路として、自宅以外の地域の居場所として作業所づくりを活発にすすめました。そこで生まれた生き生きとした姿をみると、地域づくり、地域の資源づくりがどんなに大切かと思います。

相談センターゆいまーるは、社会福祉法人唐池学園（昭和二十八年法人認可）の、指定特定相談支援事業所および指定一般相談支援事業を担当する「貴志園」に属しています。

唐池学園は昭和二十年に戦災孤児、浮浪児童の救済のため藤沢市校外の「唐池」の地に救護施設と創設の思いがだぶるからです。

（特）神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
〒222-10844 横浜市神奈川区沢渡4-2

045(290)0501

領価 百五十円